

改憲案の本質と九条を守る運動

小森 陽一

I 自民党改憲案における両論併記のねらい

- 1) 「2項改憲」と「3項加憲」両論を併記
- 2) 改憲勢力再編と立憲野党の分断
- 3) 与党公明党の立場を落とし所にする転換
- 4) 改憲勢力としての自・公・維・希が8割
- 5) 「安倍改憲を許さない」という一致点における国会内外の運動の連携

II 「9条3項加憲」論の危険性を知らせる対話運動を

- 1) 5.3「日本会議」へのメッセージの危険な狙い
- 2) 2005・2012「自民党改憲案」の法制化の実現
- 3) 「安保法制」施行後「自衛隊」という三文字に埋め込まれた海外での米軍との武力行使
- 4) 「3項加憲」による「9条1項2項の死文化」
- 5) 安倍改憲のねらいを多くの市民に明らかにしていく草の根運動

III 「自衛隊」をめぐる法制と世論の変遷

- 1) 朝鮮戦争下における旧日米安保体制下の再軍備
- 2) 「60年安保」後における改憲策動の停止状況と「自衛隊違憲論」
- 3) 湾岸戦争(1990)後の自衛隊海外派遣と「自衛隊合憲論」
- 4) 北朝鮮核開発危機ありと改憲大連合形成
- 5) 「九条の会」の活動と改憲大連合の解体

IV 市民と野党の共闘の現段階

- 1) 小泉改憲策動と「九条の会」の結成(2004)
- 2) 第一次安倍晋三政権を打倒した市民運動(2007)
- 3) 自衛隊海外派遣と憲法九条とのせめぎ合い(1992～)
- 4) 政権交代から3.11後の第二次安倍政権(2009～2012)
- 5) 戦争法反対の市民運動と野党共闘の実現(2015～2018)

V 安倍改憲を阻止する市民の大運動を

- 1) すべての衆院小選挙区で新議員との公開討論で議員を市民の声で操る
- 2) すべての衆院小選挙区ごとに野党と市民の共同を形成し国会に圧力をかける
- 3) 「全国市民アクション」に「九条の会」が組織として参加
- 4) 「安倍9条改憲NO!3000万人署名」で改憲に危惧をもっている声を顕在化
- 5) 国会に改憲反対の市民の声を届ける大運動

憲法改正に関する論点取りまとめ

1 これまでの議論の経過

(1) 自由民主党における憲法論議

日本国憲法は、本年5月3日に施行70周年を迎えた。この間、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義など憲法の基本原理は定着し、国民の福祉、国家の発展に大きな役割を果たしてきた。一方、70年の歴史の中でわが国内外の環境は大きく変化しており、憲法の規定の一部には今日の状況に対応するため改正すべき項目や追加すべき項目も考えられる。

自由民主党は結党以来、現行憲法の自主的改正を目指し、「憲法改正大綱草案」(昭和47年)、「日本国憲法総括中間報告」(昭和57年)、近年では「新憲法草案」(平成17年)、「日本国憲法改正草案」(平成24年)などの試案を世に問うてきた。これらは、党内の自由闊達な議論を集約したものである。

(2) 憲法改正推進本部における議論の状況

平成28年の初めから、憲法改正推進本部は具体的な改正項目を検討するため、総論的なテーマを掲げた有識者ヒアリング(平成28年2月～5月)、各論的なテーマを掲げた有識者ヒアリング(平成28年11月～29年6月)を行い、知見の集積及び議論の整理を行ってきた。

こうした知見や議論を踏まえ、本年6月以降8回の推進本部会議において以下のテーマが優先的検討項目として議論された。わが国を取り巻く安全保障環境の緊迫化、阪神淡路大震災や東日本大震災などで経験した緊急事態への対応、過疎と過密による人口偏在がもたらす選挙制度の変容、家庭の経済事情のいかに関わらずより高い教育を受けることのできる環境の整備の必要性など、わが国が直面する国内外の情勢等に鑑み、まさに今、国民に問うにふさわしいと判断されたテーマとして、①安全保障に関わる「自衛隊」、②統治機構のあり方に関する「緊急事態」、③一票の較差と地域の民意反映が問われる「合区解消・地方公共団体」、④国家百年の計たる「教育充実」の4項目である。

現段階における議論の状況と方向性は、以下の通りである。

2 各テーマにおける議論の状況と方向性

(1) 自衛隊について

自衛隊がわが国の独立、国の平和と安全、国民の生命と財産を守る上で必要不可欠な存在であるとの見解に異論はなかった。その上で、改正の方向性として以下の二通りが述べられた。

- ① 「9条1項・2項を維持した上で、自衛隊を憲法に明記するにとどめるべき」との意見
- ② 「9条2項を削除し、自衛隊の目的・性格をより明確化する改正を行うべき」との意見

なお、①及び②に共通する問題意識として、「シビリアンコントロール」も憲法に明記すべきとの意見が述べられた。

(2) 緊急事態について

国民の生命と財産を守るため、何らかの緊急事態に関する条項を憲法上設けることについて、以下の二通りが述べられた。

- ① 選挙ができない事態に備え、「国会議員の任期延長や選挙期日の特例等を憲法に規定すべき」との意見
- ② 諸外国の憲法に見られるように、「政府への権限集中や私権制限を含めた緊急事態条項を憲法に規定すべき」との意見

今後、現行憲法及び法律でどこまで対応できるのかという整理を行った上で、現行憲法体系で対応できない事項について憲法改正の是非を問うといった発想が必要と考えられる。

(3) 合区解消・地方公共団体について

両議院議員の選挙について、一票の較差(人口比例)への対応により行政区画と選挙区のずれが一層拡大し、地方であれ都市部であれ今後地域住民の声が適切に反映されなくなる懸念がある。このため47条を改正し、①両議院議員の選挙区及び定数配分は、人口を基本としながら、行政区画、地勢等を総合勘案する、とりわけ、②政治的・社会的に重要な意義を持つ都道府県をまたがる合区を解消し、都道府県を基本とする選挙制度を維持するため、参議院議員選挙においては、半数改選ごとに各広域地方公共団体(都道府県)から少なくとも一人が選出可能となるように規定する方向でおおむね意見は一致している。

同時に、その基盤となる基礎的地方公共団体(市町村)と広域地方公共団体(都道府県)を92条に明記する方向で検討している。

(4) 教育充実について

教育の重要性を理念として憲法上明らかにするため、26条3項を新設し、教育が国民一人一人にとっての幸福の追求や人格の形成を基礎づけ、国の未来を切り拓く上で欠くことのできないものであることに鑑み、国が教育環境の整備を不断に推進すべき旨を規定する方向でおおむね意見は一致している。

89条は私学助成が禁止されていると読めることから、条文改正を行うべきとの意見も出されている。

3 憲法改正の発議に向けて

憲法改正は、国民の幅広い支持が必要であることに鑑み、4テーマを含め、各党各会派から具体的な意見・提案があれば真剣に検討するなど、建設的な議論を行っていきたい。

1. 自民党新憲法草案 2005

第二章 安全保障

第九条 (平和主義)

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

第九条の二 (自衛軍)

- ① 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮権者とする自衛軍を保持する。
- ② 自衛軍は、前項の規定による任務を遂行するための活動を行うにつき、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。
- ③ 自衛軍は、第一項の規定による任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び緊急事態における公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。
- ④ 前二項に定めるもののほか、自衛軍の組織及び統制に関する事項は、法律で定める。

第七六条 (裁判所と司法権)

- ① すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。
- ② 特別裁判所は、設置することができない。行政機関は終審として裁判を行うことができない。
- ③ 軍事に関する裁判を行うため、法律の定めるところにより、下級裁判所として、軍事裁判所を設置する。

2. 自民党日本国憲法改正草案 2012年

第二章 安全保障

(平和主義)

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動としての戦争を放棄し、武力による威嚇及び武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては用いない。

2. 前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない。

(国防軍)

第九条の二 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。

- 2 国防軍は、前項の規定による任務を遂行する際は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。
- 3 国防軍は、第一項に規定する任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。
- 4 前二項に定めるもののほか、国防軍の組織、統制及び機密の保持に関する事項は、法律で定める。
- 5 国防軍に属する軍人その他の公務員がその職務の実施に伴う罪又は国防軍の機密に関する罪を犯した場合の裁判を行うため、法律の定めるところにより、国防軍に裁判所を置く。(以下略)

3-1 公明党 憲法改正方針

- ・憲法改正に関する議論については、12年12月の自民党との連立政権合意にあるように、国会の憲法審査会でしっかりと議論を進めていくことが必要と考えます。
- ・公明党は時代に合わせて憲法を発展させるにあたっては、平和・人権・民主の3原則を堅持しつつ、時代の進展に伴い提起されている新たな理念・条文を加えて補強していく「加憲」が最も現実的で妥当な方式と考えます。例えば、環境権や地方自治の拡充などを対象として検討しています。
- ・憲法第9条については、戦争放棄を定めた第1項、戦力の不保持等を定めた第2項を堅持した上で、自衛のための必要最小限度の実力組織としての自衛隊の存在の明記や、国際貢献の在り方について、「加憲」の議論の対象として慎重に検討していきます。

3-2 公明党2016参院選政策

- ・憲法改正に対し、公明党は「加憲」の立場をとっています。
「加憲」とは、憲法3原則を守りながら、時代の進展に伴う新しい考え方・価値観を憲法に加えることです。
- ・時代の経過によって、憲法制定当時に想定していなかった事態が生じて、それに対する対処が必要になってきたときに、いわば足らざるを補うという意味で、憲法に規定を加えることもあるというのが「加憲」という考えの基本です。
- ・日本国憲法第9条第1項、第2項は平和主義を体現した規定であり、これは堅持しなければなりません。ただ、憲法上規定のない自衛隊について、存在や役割を明記したほうが良いという議論もあるようです。昨年、日本国憲法のもとで許される自衛権の限界を、平和安全法制の整備で行なったところでは、第9条の改正は必要ないと考えます。

第二章 戦争の放棄

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第三章 国民の権利及び義務

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第十章 最高法規

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。